

I.2021年度税制改正大綱を読み解く

2021年度税制改正大綱の基本的な考え方に相続税・贈与税一体課税制度の構築への検討についての記載がありました。主要なポイント2点に着目し、分析します。

Point1 早期の資産の世代間移転を促進

(2021年度税制改正大綱一部抜粋)

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代の保有する資産が早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。



解説

被相続人の7割以上が80代以上で相続を迎え、その相続人も50代以上と高齢化しています。そこで、政府は、消費意欲の高い20代・30代の若年世代への早期の資産移転を促進する税制を構築したいと考えていることが分かります。

Point2 資産移転のタイミングにかかわらず税負担を一定に

(2021年度税制改正大綱一部抜粋)

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。



解説

政府は、贈与税率の高さが贈与を抑制しているという現状があること、その一方で富裕層は長期間に渡る分割贈与(暦年課税を選択)をすることにより、相続税の負担軽減が可能であることを問題視しています。

そこで、政府は諸外国の税制を参考に、資産移転の時期にかかわらず相続税・贈与税の税負担が一定となるような制度の構築を目指すこととしました。

2022年度以降の税制改正で、暦年課税が廃止される可能性もあり、富裕層にとっては、課税強化となることが予想されます。